

内閣参質一七七第二二七号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣菅直人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員川田龍平君提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

環境省は、廃棄物の適正な処理に関する事務を所掌していることから、放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物の具体的な処理方法については、関係省等と連携して「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成二十三年六月三日原子力安全委員会決定）において「周辺住民の受ける線量が年間一ミリシーベルトを超えないようとする」等としていることを踏まえ、平成二十三年六月二十三日に「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）を策定したものであり、その後も、収集、運搬、再生利用、埋立処分等の方法等について、引き続き更なる検討を行っているところであり、恒久的な枠組みについては、今後検討してまいりたい。

五について

環境省においては、関係都県に対して、産業廃棄物焼却施設の焼却灰に放射性物質が混入していないか

調査を実施するよう要請しているところである。

六及び七について

お尋ねの点については、放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物について、環境省において処理方針を策定し、これによつて市町村において処理を実施しているところであり、今後更に協力を進めてまいりたい。